

## 船舶事故調査報告書

令和2年6月3日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 佐藤 雄二（部会長）  
 委員 田村 兼吉  
 委員 岡本 満喜子

事故種類	乗船者死亡
発生日時	不明（令和元年9月28日 17時30分ごろ～18時00分ごろの間）
発生場所	広島県広島市三篠川 西上四等三角点から真方位050° 840m付近 （概位 北緯34° 29.6′ 東経132° 34.7′）
事故の概要	ミニボート（船名なし）は、乗船者2人が落水して溺死した。
事故調査の経過	令和元年10月4日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	ミニボート（船名なし）、総トン数なし なし、個人所有 約2.30m×約1.10m×約0.40m、ポリエチレン 電動船外機、不詳、不詳
乗組員等に関する情報	乗船者A 男性 77歳 操縦免許 なし 乗船者B 男性 71歳 操縦免許 なし
死傷者等	死亡 2人（乗船者A及び乗船者B）
損傷	船外機に濡損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南西、風力 2～3、視界 良好 川象：川面 平穏、水深 約1～2m、水温 約23℃
事故の経過	乗船者A及び乗船者Bは、令和元年9月28日17時30分ごろバーベキューの後片付けをしているところを乗船者Aの家族（以下「発見者A」という。）に目撃された。 本船は、18時00分ごろ、三篠川右岸の係留場所から約50m下流で転覆しているところを、乗船者Aを捜しに三篠川右岸の土手に行った発見者Aに発見された。 発見者Aは、転覆しているものが本船であるか、はっきりと分からなかったため、乗船者Bを確認してもらおうと乗船者Bの自宅に行ったところ、乗船者Bの家族（以下「発見者B」という。）から、乗船

	<p>者Bがまだ帰って来ていない旨を聞き、発見者Bと共に再度土手に向かうとともに、何かあったと思い、119番通報を行った。</p> <p>乗船者Bは、19時47分ごろ本船の右岸方約8mの所の水深約1.5mの水中で、また、乗船者Aは、20時35分ごろ本船の下流約30mの所の水深約2.0mの水中で、消防隊によりそれぞれ発見された。</p> <p>乗船者A及び乗船者Bは共に、医師により溺水による死亡と検案された。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>(1) 乗船者に関する情報</p> <p>① 乗船者A及び乗船者Bは、友人4人と共に12時ごろから16時ごろまで、乗船者Aの自宅北側の三篠川右岸河川敷でバーベキューをしながら飲酒をしており、友人4人はそれぞれ途中で帰宅し、15時ごろからは乗船者A及び乗船者Bのみとなっていた。</p> <p>② 発見者Aは、後片付けをしている乗船者A及び乗船者Bを見て声を掛けた際、両人が酒に酔った状態であると感じた。</p> <p>③ 乗船者Aは、1週間に数回、1人で本船に乗って本事故発生場所付近に向かい、うなぎ捕りの仕掛けを沈めたり、揚げたりしていた。</p> <p>④ 乗船者A及び乗船者Bは、救命胴衣を着用していなかった。</p> <p>(2) 本船に関する情報</p> <p>① 本船は、ミニボートと呼ばれる船舶検査及び小型船舶操縦士免許が不要な定員2名の船舶で、船体には、注意事項として以下の内容が刻印されていた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・救命胴衣を必ず着用すること。</li> <li>・乗船時はバランス良く乗船すること。</li> </ul> <p>(写真1参照)</p> <div data-bbox="710 1507 1260 1872" data-label="Image"> <p style="text-align: center;">オールクラッチ</p> </div> <p style="text-align: center;">写真1 本船</p> <p>② 本船は、乗船者Aが、令和元年8月ごろ友人から譲り受け、乗船者Aの自宅北側の三篠川右岸に係留されていた。</p>

③ 本船は、後日引き揚げられた際、船尾にバッテリー給電式の電動船外機が取り付けられ、また、うなぎ捕りの仕掛けが付いたロープが左舷側オールクラッチに結ばれていた。

また、本事故発生場所付近において、オール1本及びうなぎ捕りの仕掛け4個が発見された。

なお、船外機用バッテリーは発見されなかった。

(写真2、写真3参照)



写真2 本船の転覆状況（本事故後に三篠川右岸から撮影、広島県安佐北警察署提供）



写真3 引揚げ時の本船の状況（広島県安佐北警察署提供）

(3) 本事故発生場所付近の状況

発見者Aは、本事故当日の三篠川の水量及び流速はふだんと変わらず、穏やかな状況であったと思った。

分析

乗組員等の関与

不明

船体・機関等の関与

不明

気象・海象等の関与

なし

判明した事項の解析

乗船者A及び乗船者Bの死因は、それぞれ溺水であった。

	<p>乗船者A及び乗船者Bは、17時30分ごろバーベキューの後片付けをしているところを目撃された後、18時00分ごろ転覆している本船が発見されたことから、この間において、落水したものと考えられる。</p> <p>本船は、うなぎ捕りの目的で、救命胴衣未着用の乗船者A及び乗船者Bが乗船し、船体が沈みこんで容易に水が入りやすい状態で、乗船者A及び乗船者Bが落水した可能性があると考えられるが、目撃者がおらず、落水時及び転覆時の状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>乗船者A及び乗船者Bは、本事故前、飲酒していたものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、本船が、三篠川において、船体が沈みこんで容易に水が入りやすい状態で、救命胴衣未着用の乗船者A及び乗船者Bが落水して溺水したことにより発生した可能性があると考えられる。</p>
<p><b>再発防止策</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ミニボートに乗船する際は、必ず救命胴衣を着用すること。</li> <li>・ミニボートは、船体が沈みこんで容易に水が入りやすいので、十分に注意して操船すること。</li> <li>・ミニボートには、サイドフロート等を取り付けて復原性を増すことが望ましい。</li> <li>・飲酒をしてのミニボートへの乗船は行わないこと。</li> </ul>

付図1 事故発生場所概略図



※国土地理院Webサイトの地理院地図使用